

最近法規情報

2024 年 5 月に公布された主な法規

北京市環球法律事務所

1. ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定

国家市場監督管理総局 2024 年 5 月 6 日公布、2024 年 9 月 1 日施行

公示サイト: https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art_80019fe59e464196bef173dc56678a42.html

ネットワーク不正競争を予防・制止し、市場の公正な競争秩序を維持し、イノベーションを奨励し、事業者及び消費者の合法的権益を保護するため、2024 年 5 月 6 日、国家市場監督管理総局より「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」が公布された。同暫定規定は、「不正競争防止法」、「電子商取引法」及び「不正競争防止法(改正草案意見募集稿)」に基づき制定されたものである。主な内容は以下のとおり。

(1) ネットワーク不正競争行為に関する法的整理、各種ネットワーク不正競争行為の該当要件、認定基準等を明確にした。

(2) ネットワークを利用する全ての事業者が適用対象となる。また、大量のデータを管理し、多数の主体と繋がるプラットフォームを、ネットワーク不正競争に係る重点的な規制対象とし、その事業者責任を強化させる狙いから、プラットフォーム向けのネットワーク不正競争行為の具体例を挙げている。

(3) ネットワーク不正競争行為に対する取締りは、通常、「県レベル以上」の市場監督管理機関が管轄する。ネットワーク不正競争行為に係る通報が多い、又は重大な結果その他悪い影響をもたらした場合には、「違法事業者が実際に事業を営む地域」又は「違法による結果が発生した地域」の「区を設置する市レベル以上」の市場監督管理機関が管轄権を行使することができる。

(4) 罰則について、「不正競争防止法」、「電子商取引法」、「独占禁止法」等の法律の規定が適用されることが明文化された。

2. 工業及び情報化分野データセキュリティリスク評価実施細則(試行)

工業情報化部 2024 年 5 月 10 日公布、2024 年 6 月 1 日施行

公示サイト: https://wap.miit.gov.cn/jgsj/waj/wjfb/art/2024/art_e3b0d0f0f2a241dba6fc876edf4160df.html

工業及び情報化分野のデータ取扱者による規範的なデータセキュリティリスク評価作業の手引きを示すことを目的として、「工業及び情報化分野データセキュリティリスク評価実施細則(試行)」が制定され、2024 年 5 月 10 日、工業情報化部より公布された。当該分野の重要データ及び中核データ取扱者によるデータ取扱のデータセキュリティリスク評価の実施について同細則が適用される。主な内容は以下のとおり。

(1) 重要データ及び中核データ取扱者は、適時性、客観性、有効性の原則に従ってデータセキュリティリスク評価を実施し、評価報告書を作成し、かつ評価結果について責任を負う。

(2) 重要データ及び中核データ取扱者は、少なくとも年 1 回、データセキュリティリスク評価を行う。評価結果は 1 年有効とし、特定の状況が発生した場合、その変化及び影響が及ぶ部分についても遅滞なくリスク評価を行わなければならない。

(3) 重要データ及び中核データ取扱者は、自らデータセキュリティ評価を実施してもよい、工業及び情報化データセキュリティ業務能力を有する第三者評価機構に委託してもよい。

(4) 評価完了後 10 営業日以内に、自地域の主管機関(工業情報化主管機関、通信管理局、無線電磁波管理機構)に評価報告書を提出し、審査を受けなければならない。当該主管機関は、評価報告書を受領した日から 20 営業日以内に審査を完了させ、工業情報化部に提出し、

確認を求めなければならない。

(5)前記主管機関が法令の規定に合致しないことを発見した場合、遅滞なく重要データ及び中核データ取扱者に是正を求めなければならない。また、本細則に違反する場合の罰則として、情状の重大性に応じた行政処罰を与えること、犯罪を構成する場合には刑事責任を追及することを定めている。

3. 企業の不平等な待遇に関わる法律法規・政策の整理作業の展開に関する公告

司法部 2024 年 5 月 13 日公布、施行

公示サイト:https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgwapp/zwgk/tzggApp/202405/t20240513_498727.html

2024 年 5 月 13 日、司法部ウェブサイトにて「企業の不平等な待遇に関わる法律法規・政策の整理作業の展開に関する公告」が掲載された。これは、一部の企業が不平等な扱いを受けている現状を打破し、企業の発展を妨げる制度的障壁を取り除くことを目的とした意見募集要項であり、次の各号に掲げる問題が存在すると思われる法令・政策について、広く意見を募集している(締切日:2024 年 9 月 30 日)。

- (1)市場参入と撤退が妨げられている
- (2)要素(資金、土地、人材等)の平等な取得や自由な流通及び商品・サービスの自由な流通が妨げられている
- (3)事業運営にかかるコストに影響を及ぼしている
- (4)企業の事業運営に影響を及ぼしている
- (5)差別的な行政監督管理・法執行が存在する

4. 国家秘密保持法实施条例(改正草案審議稿)

司法部 2024 年 5 月 16 日公表

公示サイト:https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/lfyjzj/lflfyjzj/202405/t20240516_498980.html

2024 年 5 月 16 日、司法部より「国家秘密保持法实施条例(改正草案審議稿)」が公表され、2024 年 6 月 14 日までパブリックコメント手続に付された。主な内容を以下に示す。

- (1)秘密保持行政管理機関による機密漏洩事件や早期警告事件の調査活動について、ネットワーク運営者は協力義務があること、また、秘密保持に関する法令に違反した場合の法的責任について明文化された。
- (2)政府関連情報の公開、宣伝・報道活動等を行うにあたり、開示予定の情報が機密情報に該当するか否かを事前に審査しなければならない。
- (3)中国国外に国家秘密を提供し、又は起用する国外の人員が業務上、国家秘密を知る必要がある場合には、審査・評価を行わなければならない。
- (4)機密情報に該当するデータに対する機関・単位のセキュリティ管理責任が定められた。
- (5)公民より機密情報漏洩に係る通報があった場合、秘密保持行政管理機関は法により受理し、当該公民の合法的權益を保護することが盛り込まれた。

5. 税関化粧品輸出入検査監督管理弁法(意見募集稿)

税関総署 2024 年 5 月 22 日公表

公示サイト:<http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302452/302329/zjz/5891867/index.html>

世界最大級の化粧品消費市場である中国では、近年、化粧品の輸出入の伸びも目覚ましい。輸出・輸入する化粧品の品質及び安全性を保証し、化粧品輸出入産業の質の高い発展に資するため、2024 年 5 月 22 日、税関総署より「中華人民共和國税関化粧品輸出入検査監督管理

弁法(意見募集稿)」が公表された。2024 年 6 月 22 日までパブリックコメントを募集している。主な内容は以下のとおり。

(1)化粧品の輸出入事業活動、それらの事業者及び輸出入化粧品の品質・安全性に対する税関の監督管理において本弁法が適用される。なお、一般的に認識される化粧品だけではなく、歯磨剤及び化粧品の効能効果を謳う石鹸も適用対象となる。

(2)輸入化粧品については、荷受人が申告した目的地を管轄する(又は税関総署が指定する)税関が検査を実施する。荷受人は輸入する化粧品について、「化粧品監督管理条例」第 45 条に従い登録又は届出状況を確認しなければならない。

(3)輸出入化粧品については産地を管轄する(又は税関総署が指定する)税関が現場検査や抜き取り検査等を行う。関連要求に合致しない場合は、輸出が許可されない可能性がある。

6. サイバーセキュリティ技術 生成式人工知能サービス安全基本要求(意見募集稿)

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会 2024 年 5 月 23 日公表

公示サイト:https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20240523143149&norm_id=20240430101922&rcode_id=55010

2024 年 5 月 23 日、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会より、国家標準「サイバーセキュリティ技術 生成式人工知能サービス安全基本要求(意見募集稿)」が公表された(意見提出締切日:2024 年 7 月 22 日)。主な内容は以下のとおり。

(1)アルゴリズムセキュリティについて、学習データ、モデル、安全対策等の面から要求事項を定めている。

(2)個人情報保護について、機微な個人情報に該当する学習データを使用するにあたり、本人の個別の同意を取得する、又は法律や行政法規に定める事由に該当する必要がある。

(3)アルゴリズム知的財産権コンプライアンスについて、知的財産権担当者を設置し、データの学習における権利侵害リスクを識別し、知的財産権に関する苦情・通報ルートを確認しなければならない。

(4)サイバーセキュリティ、データセキュリティについて、データ漏洩を防止すること、バックアップ・リカバリ体制を確立すること等を要求している。

(5)青少年の健全育成について、未成年者の耽溺防止のために監護者より使用制限の設定ができるようにすること、未成年者の民事的な能力にそぐわない有料サービスを提供しないこと、未成年者の心身の健康に有益なコンテンツを能動的に表示すること、未成年者は対象外とするサービスについては技術的又は管理上の措置を講じ未成年者の利用を防止すること等が定められた。

7. 市場監督管理機関のビジネス環境最適化に関する重点取組(2024 年版)(意見募集稿)

国家市場監督管理総局 2024 年 5 月 29 日公表

公示サイト:https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_67754cc868cd4cb3a2976d1f8dd7ef00.html

高水準のビジネス環境を整備し、企業の質の高い発展を促進するため、2024 年 5 月 29 日、国家市場監督管理総局は、企業が関心を寄せる主な問題に焦点を当てた「市場監督管理機関のビジネス環境最適化に関する重点取組(2024 年版)(意見募集稿)」を公表した(意見提出締切日:2024 年 6 月 28 日)。意見募集稿におけるビジネス環境の最適化に向けた主な取組は以下のとおり。

(1)「会社法」関連法令、「ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定」等の制定、「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」、「市場監督管理に関する重大違法信用喪失リスト管理弁法」、「薬品管理法实施条例」等の法令の改正に取り組む。

(2)経営主体の住所、経営範囲の記載項目を規範化し、会社登記等の手続における電子営

業許可証の適用を促進し、企業の抹消登記手続の効率を高める。

(3) 非顕在的な参入障壁を取り除き、事業者結合に関する独占禁止当局の監督管理を推進する。

(4) プラットフォーム経済の発展を促進し、広告に関するコンプライアンス・ガイドライン等を作成する。

(5) 外商投資企業の登記管理制度を整備し、外国投資者の公証認証に係る手続書類を調整し、自由貿易区の発展を推進する。

8. 北京市外商投資条例

北京市人民代表大會常務委員會 2024 年 5 月 31 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

公示サイト: http://www.bjrd.gov.cn/rdzl/dfxfkg/dfxfkg/202406/t20240603_3701580.html

北京市における外商投資を促進し、外商投資管理を規範化し、外商投資に係る合法的權益を保護することを目的とした「北京市外商投資条例」が、2024 年 5 月 31 日、北京市人民代表大會常務委員會より公布された。2024 年 7 月 1 日から施行する。主な内容は以下のとおり。

(1) 北京市の各レベルの政府は、産業発展、企業誘致、入札等に関する政策・措置を策定する際、外商投資企業を差別する政策・措置を策定し、実施し、又は形を変えて実施してはならない。

(2) 外商投資企業に関連する地方性法規、規則、規範性文書等を公表する場合には、解説文を掲載し、外商投資企業の参考となる手引きや事例等を紹介しなければならない。

(3) 北京市知的財産権局は、関係機関と連携し、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を平等に保護することを目的とした業務メカニズムを確立しなければならない。

(4) 北京市インターネット情報機関は、外商投資企業による重要データ及び個人情報の越境安全評価の手続における利便性を向上させ、外商投資企業とその本社との間のデータ流通を支援し、自由なデータ流通を認める一般データリストの作成に取り組まなければならない。